

# 第71回 定時株主総会 招集ご通知



## 開催日時

2023年6月20日（火曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時00分）

## 開催場所

東京都昭島市拝島町4017-3

フォレスト・イン 昭和館 2階「シルバンホール」

※開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようご来場ください。

## 決議事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 取締役賞与支給の件

第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件

<株主提案（第6号議案から第8号議案まで）>

第6号議案 剰余金を処分する件

第7号議案 剰余金を処分する件（トヨタ紡織株式の現物配当）

第8号議案 政策保有株式に係る定款変更の件

## 目次

▶ 第71回定時株主総会招集ご通知 …	1
▶ 株主総会参考書類 ……………	6
▶ 事業報告 ……………	26
▶ 連結計算書類 ……………	45
▶ 計算書類 ……………	47
▶ 監査報告 ……………	49

書面・インターネット等による  
議決権行使期限

2023年6月19日（月曜日）午後5時まで

株式会社タチエス

証券コード：7239



パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/7239/>



Provided by TAKARA Printing

証券コード7239  
2023年6月2日

株 主 各 位

東京都青梅市末広町一丁目3番1号  
**株式会社タチエス**  
代表取締役社長 山本 雄一郎

## 第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

([https://www.tachi-s.co.jp/shareholder/annual\\_meeting.html](https://www.tachi-s.co.jp/shareholder/annual_meeting.html))



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show/>)



ネットで招集

(<https://s.srdb.jp/7239/>)



なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により、議決権  
を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご  
検討いただき、3頁～5頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2023年  
6月19日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月20日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時00分）
2. 場 所 東京都昭島市拝島町4017-3  
フォレスト・イン 昭和館 2階「シルバンホール」  
開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご来場ください。
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第71期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、  
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結  
果報告の件
  2. 第71期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報  
告の件

## 決議事項

### <会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件
- 第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件

### <株主提案（第6号議案から第8号議案まで）>

- 第6号議案 剰余金を処分する件
- 第7号議案 剰余金を処分する件（トヨタ紡織株式の現物配当）
- 第8号議案 政策保有株式に係る定款変更の件

## 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 当日ご欠席の際は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として本株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

## 5. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。また、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」並びに連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」を記載しておりません。なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- (2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

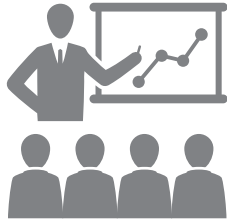
## 6. その他

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後にインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- (3) 当日ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。株主の皆様にはご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

# 議決権行使についてのご案内

## 当日株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

### 開催日時

2023年  
**6月20日**(火曜日)  
午前**10時**(受付開始:9時)

## 当日株主総会にご欠席の場合



### 書面(議決権行使書)による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

### 行使期限

2023年  
**6月19日**(月曜日)  
午後**5時**到着分まで



### インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にて行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

### 行使期限

2023年  
**6月19日**(月曜日)  
午後**5時**入力分まで

## 議決権行使のお取扱いについて

- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。
- インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

## パスワードのお取扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

## 議決権行使ウェブサイトのご利用について

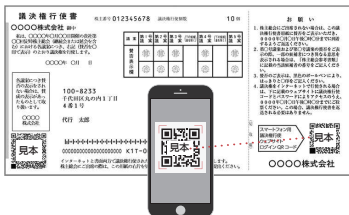
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

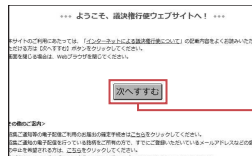
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコン・スマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

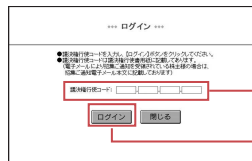
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

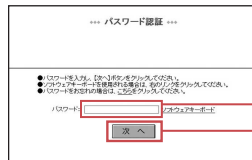
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

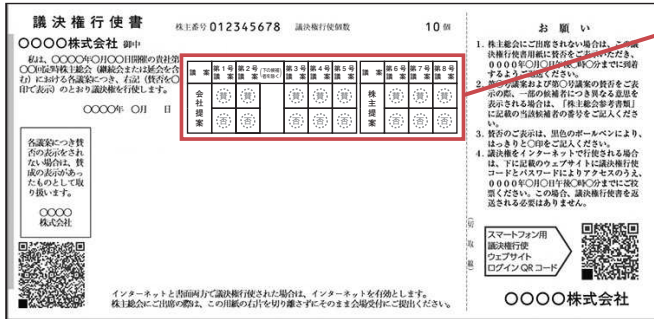
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

■ 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 議決権行使書のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

## 第1・3・4・5・6・7・8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

## 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

- 議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案の議案については「賛」、株主提案の議案については「否」と表示があったものとしてお取り扱いいたします。

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第6号議案～第8号議案は一部の株主様からのご提案です。  
取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は19頁以降をご参照ください。

## 議決権行使書用紙の記入例

### 会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>(下の候補者番号を記入)</small>	第3号議案	第4号議案	第5号議案	議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛	株主提案	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否	否		否	否	否

### 会社提案・当社取締役会の意見に反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>(下の候補者番号を記入)</small>	第3号議案	第4号議案	第5号議案	議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛	株主提案	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否	否		否	否	否

## 株主総会オンデマンド配信のご案内

本株主総会の模様の一部を、当社ウェブサイトにて後日オンデマンド配信する予定です。

配信開始予定日 2023年7月頃

配信URL

[https://v.srdb.jp/7239/2023soukai\\_vod/](https://v.srdb.jp/7239/2023soukai_vod/)



### <ご留意事項>

- ご使用のパソコン等の端末及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- 動画配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主様のご負担となります。
- 何らかの事情によりオンデマンド配信を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の柔軟な運営を可能とすること並びに意思決定過程の独立性、客観性及び透明性の向上を図ることを目的として、取締役会の議長につき、取締役会長以外の取締役（社外取締役を含みます。）においても務めることができるよう、必要な変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②<u>取締役会長</u>に欠員又は事故があるときは、<u>取締役社長</u>が、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

## 第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席回数
1	<b>再任</b> やま もと ゆういちろう <b>山 本 雄一郎</b>	代表取締役社長兼最高経営責任者兼 最高執行責任者 グローバル本社担当、品質統括部門長	15/15回 (100%)
2	<b>再任</b> こ まつ あつ し <b>小 松 篤 司</b>	代表取締役兼執行役員 経営統括部門長、コンプライアンス担 当	15/15回 (100%)
3	<b>再任</b> い とう たか お <b>伊 藤 孝 男</b>	取締役兼執行役員 モノづくり部門長	12/12回 (100%)
4	<b>新任</b> むら かみ あき よし <b>村 上 聡 謙</b>	執行役員 モノづくり部門 生産・技術開発グループ長	—/—回 (—%)
5	<b>新任</b> おお こうち つとむ <b>大河内 勉</b>	執行役員 ビジネス部門	—/—回 (—%)
6	<b>再任</b> きの した とし お <b>木 下 俊 男</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b>	社外取締役	15/15回 (100%)
7	<b>再任</b> み はら ひで たか <b>三 原 秀 哲</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b>	社外取締役	15/15回 (100%)
8	<b>再任</b> なが お よし あき <b>永 尾 慶 昭</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b>	社外取締役	15/15回 (100%)
9	<b>新任</b> つつ い さち こ <b>筒 井 さち子</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b>		—/—回 (—%)

(注) 伊藤孝男氏の出席回数は、2022年6月24日の取締役就任以降のものです。



候補者番号 1 **山本 雄一郎** (1968年7月30日生)

再任



### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年4月	当社入社
2006年8月	TACLE Seating U.S.A., LLC (現 TACHI-S Automotive Seating U.S.A., LLC) 出向 社長
2011年4月	当社執行役員、海外副部門長
2012年4月	当社日産ビジネス・海外事業管理担当
2014年4月	当社中国事業担当、泰極愛思(広州)投資有限公司(現 泰極愛思(中国)投資有限公司) 出向 総経理
2015年4月	当社常務執行役員
2017年4月	当社副社長執行役員、日本事業本社社長
2017年6月	当社取締役兼副社長執行役員
2019年4月	当社取締役兼最高執行責任者、グローバル本社担当(現任)
2019年6月	当社代表取締役社長兼最高執行責任者(現任)
2020年4月	当社品質統括部門長(現任)
2022年4月	当社最高経営責任者(現任)

■所有する当社の株式数  
102,400株

■取締役会出席回数  
15回/15回(100%)

### 取締役候補者とした理由

山本雄一郎氏は、営業・海外部門での豊富な知識と北米・中国での海外現地法人経営者としての長年の経験と実績を有しており、最高執行責任者・最高経営責任者として強力なリーダーシップを発揮しております。また、2022年4月からは最高経営責任者として当社グループの一層のグローバル化推進をしており、今後も持続的な企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 2 <sup>こ</sup> <sup>まつ</sup> <sup>あつ</sup> <sup>し</sup>  
小 松 篤 司 (1963年8月2日生)

再任



#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 日産自動車株式会社入社  
2003年4月 同社中国事業室主管  
2003年7月 東風汽车有限公司出向 財務・IT副総裁  
2009年4月 日産自動車株式会社 関係会社管理部長  
2010年4月 同社経理部担当部長  
2014年4月 同社国内ネットワーク戦略部長  
2017年4月 当社入社、顧問  
2017年7月 当社執行役員、経営統括部門長補佐  
2019年4月 当社専務役員、経営統括部門長（現任）  
2019年6月 当社取締役兼専務役員  
2020年4月 当社取締役兼執行役員、コンプライアンス担当（現任）  
2022年6月 当社代表取締役兼執行役員（現任）

■所有する当社の株式数

7,900株

■取締役会出席回数

15回/15回（100%）

#### 取締役候補者とした理由

小松篤司氏は、財務、経営管理部門における高い専門性と海外事業を通じた広範な見識を有しており、経営統括部門の責任者として当社の経営を牽引しております。また、2022年6月からは代表取締役兼執行役員として当社グループの改革を推進しており、持続的な企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号 3 <sup>い</sup> <sup>とう</sup> <sup>たか</sup> <sup>お</sup>  
伊 藤 孝 男 (1965年6月4日生)

再任



#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社  
2010年4月 当社武蔵工場長  
2012年4月 当社生産企画部長  
2014年4月 広州泰李汽車座椅有限公司出向 総経理  
2017年4月 当社執行役員、中国事業本社 中国生産担当  
2019年4月 当社専務役員、日本事業本社長  
2020年4月 当社執行役員、モノづくり副部門長  
2022年4月 当社モノづくり部門長（現任）  
2022年6月 当社取締役兼執行役員（現任）

■所有する当社の株式数

7,300株

■取締役会出席回数

12回/12回（100%）

#### 取締役候補者とした理由

伊藤孝男氏は、長年のモノづくり部門における豊富な経験と中国子会社における責任者として、事業会社の運営はもとより、中国地域の事業運営の実績を有しており、今後の当社グループにおけるグローバルなモノづくり体制を更に強化していくため、必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号 4 <sup>むら</sup>村 <sup>かみ</sup>上 <sup>あき</sup>聡 <sup>よし</sup>謙 (1964年2月3日生)

新任



#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 日産自動車株式会社入社  
2009年4月 同社要素技術開発本部車両要素技術開発部主管  
2012年4月 同社Nissan第一製品開発本部Nissan第一製品開発部シート計画・設計グループ主管  
2016年4月 当社入社、フレーム技術部付ジェネラルマネージャー  
2017年4月 当社モノづくり本部、生産・技術部門担当VP（上級部長）  
2018年10月 当社生産・技術部門、先進開発技術企画部、フレーム技術部担当VP（上級部長）  
2019年4月 当社執行役員（現任）  
2020年4月 当社生産・技術開発グループ長（現任）

#### ■所有する当社の株式数

3,200株

#### ■取締役会出席回数

一回／一回（一％）

#### 取締役候補者とした理由

村上聡謙氏は、長年の開発・技術部門における豊富な経験と実績を有しているだけでなく、当社の製品開発・設計に欠かせない卓越した知識・技術を兼ね備えており、今後の当社グループの技術戦略をグローバルで着実に実行していくために必要な人材と判断し、新たに取締役候補者としていたしました。

候補者番号 5 <sup>おお</sup>大河内 <sup>こう</sup>勉 (1961年11月5日生)

新任



#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 三菱自動車工業株式会社入社  
2005年4月 ジョンソンコントロールズ株式会社（現 アディエント合同会社）入社、シート設計部 Director  
2017年4月 同社Global HONDAビジネス Director  
2019年6月 当社入社、ビジネス戦略推進総括部ジェネラルマネージャー  
2019年10月 当社ビジネス戦略推進総括部長  
2020年4月 当社新規ビジネス事業部担当VP（上級部長）、新規ビジネス事業部長  
2021年4月 当社ビジネス部門新規ビジネス事業部兼製品開発グループ担当SVP（統括長）  
2022年4月 当社執行役員（現任）

#### ■所有する当社の株式数

3,200株

#### ■取締役会出席回数

一回／一回（一％）

#### 取締役候補者とした理由

大河内勉氏は、長年の開発・技術部門における豊富な経験と実績に加え、営業・マーケティングの経験を有し、当社海外事業の拡大や新規開拓を強力に推進しており、当社グループの一層の成長と発展を支えるために必要な人材と判断し、新たに取締役候補者としていたしました。

候補者番号 6 <sup>きの</sup>木 <sup>した</sup>下 <sup>とし</sup>俊 <sup>お</sup>男 (1949年4月12日生)

再任

社外

独立役員



### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1980年1月 クーパースアンドライブランドジャパン  
(現 PwCあらた有責任監査法人) 入所
- 1983年7月 公認会計士登録
- 1985年2月 米国クーパースアンドライブランド(現 プライスウォーターハウ  
スクーパーズ) ニューヨーク事務所監査マネージャー
- 1985年11月 同デトロイト事務所中西部地区日系企業統括パートナー
- 1995年6月 同ニューヨーク本部事務所全米日系企業統括パートナー
- 1998年7月 米国プライスウォーターハウスクーパーズニューヨーク事務所北米  
日系企業統括パートナー
- 2005年7月 中央青山監査法人(みずず監査法人へ改称)  
東京事務所国際担当理事
- 2015年6月 当社社外取締役(現任)

#### (重要な兼職の状況)

グローバルプロフェッショナルパートナーズ株式会社 代表取締役社長  
株式会社海外需要開拓支援機構 社外監査役  
株式会社ADKホールディングス 社外取締役 監査等委員会委員長  
デンカ株式会社 社外取締役 監査等委員

#### ■所有する当社の株式数

0株

#### ■取締役会出席回数

15回/15回 (100%)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木下俊男氏は、公認会計士として高い見識と長年にわたる海外での業務監査における豊富な経験や同氏が代表取締役社長を務める企業で携わっている、他企業への経営支援など企業経営に関する高い見識も有していることから、引き続き社外取締役候補者といいたしました。また、同氏には、客観的かつグローバルな視点で取締役会における適正な意思決定に貢献していただくことを期待しております。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。

候補者番号 7 **三原秀哲** (1958年7月8日生)

再任 社外 独立役員



### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 第一東京弁護士会登録、外立法律事務所勤務  
1987年10月 ブレークモア法律事務所勤務  
(常松・築瀬・関根法律事務所へ改称)  
1990年7月 Nomura International plc (英国) 出向  
1991年4月 スローター・アンド・メイ法律事務所 (英国) 出向  
1993年1月 常松・築瀬・関根法律事務所パートナー  
2000年1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー (現任)  
2010年4月 法務省法制審議会 (会社法制部会) 幹事  
2017年9月 国土交通省・国土審議会土地政策分科会特別部会  
(所有者不明土地問題検討) 専門委員  
2018年6月 当社社外取締役 (現任)  
2020年9月 東京大学博士 (法学)  
2021年4月 第一東京弁護士会 会長  
日本弁護士連合会 副会長

### ■所有する当社の株式数

0株

### ■取締役会出席回数

15回/15回 (100%)

### (重要な兼職の状況)

長島・大野・常松法律事務所 パートナー

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三原秀哲氏は、社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務等の専門的な知識・経験等を有していることに加え、企業再生やM&Aなど各種企業案件を通じ企業経営や経営戦略の策定に関する高い見識も有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏には、当社グループのコーポレートガバナンスの機能強化等に貢献していただくことを期待しております。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

候補者番号 8

なが  
永 尾 慶 昭

(1953年2月1日生)

再任

社外

独立役員



### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 株式会社共立（現 株式会社やまびこ）入社  
2006年2月 同社執行役員兼エコー・インコーポレイテッド代表取締役社長  
2008年2月 同社取締役、執行役員兼エコー・インコーポレイテッド代表取締役社長  
2008年12月 同社代表取締役社長、執行役員  
株式会社やまびこ執行役員  
2009年10月 株式会社やまびこ取締役兼執行役員産業機械本部長  
2011年6月 同社代表取締役社長兼執行役員  
2012年6月 同社代表取締役社長執行役員  
2020年6月 当社社外取締役（現任）  
2021年1月 株式会社やまびこ代表取締役会長執行役員  
2021年3月 同社代表取締役会長  
2022年3月 同社相談役

#### ■所有する当社の株式数

3,000株

#### ■取締役会出席回数

15回／15回（100%）

#### （重要な兼職の状況）

—

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

永尾慶昭氏は、長年、国内外における企業の経営に携り、経営者として豊富な経験と幅広い知識を有していることから引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏には、幅広い経営的視点から取締役会における適正な意思決定に貢献していただくことを期待しております。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

候補者番号 9 **つ 井 さ ち こ** (1962年5月1日生)

**新任** **社外** **独立役員**



### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年8月 株式会社ガートナーグループ (現 ガートナー・ジャパン株式会社) 入社  
2001年12月 UFJキャピタルマーケット証券株式会社 (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社  
2008年8月 株式会社日立製作所入社、経営戦略統括本部担当本部長  
2012年4月 Hitachi Consulting Corporation (米国) 出向  
Executive Vice President and Board Director  
2017年10月 Hitachi Vantara Corporation (米国) 出向  
2022年3月 株式会社足利銀行 企業支援コーディネータ

■所有する当社の株式数  
0株

■取締役会出席回数  
一回/一回 (一%)

(重要な兼職の状況)  
—

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

筒井さち子氏は、長年、グローバル企業において、海外の事業開発やITサービス関連会社への経営支援、グループ子会社の経営などに携り企業経営に関する豊富な経験や幅広い知識に加え、金融機関でのM&AやIPOのアドバイザーやSDGsコンサルティングの業務で培った豊富な専門知識を有していることから、新たに社外取締役候補者といたしました。また、同氏には、グローバルかつダイバーシティの視点で取締役会における適正な意思決定に貢献していただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 木下俊男氏、三原秀哲氏、永尾慶昭氏、筒井さち子氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 当社は木下俊男氏及び永尾慶昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は引き続き独立役員となる予定であります。また、当社は三原秀哲氏及び筒井さち子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。  
4. 当社は、木下俊男氏、三原秀哲氏、永尾慶昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、同責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。また、筒井さち子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。  
5. 現在、当社には女性の社内取締役がおりませんが、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性が活躍できる職場環境の整備を行っており、将来、女性の社内取締役を選任できるよう活動しております。詳細は、事業報告「4. 当社の役員に関する事項」をご覧ください。  
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2023年7月に同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役小澤伸光氏は任期満了となりますので監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

お ざわ のぶ あき  
小 澤 伸 光 (1955年11月16日生)

再任 社外 独立役員



#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年11月 監査法人井上達雄事務所（現 有限責任あずさ監査法人）入所  
1985年10月 小沢公認会計士事務所設立代表（現任）  
2015年6月 当社社外監査役（現任）  
2016年10月 税理士法人小沢会計事務所代表社員（現任）

#### （重要な兼職の状況）

小沢公認会計士事務所 代表  
税理士法人小沢会計事務所 代表社員  
学校法人明星学苑 理事  
公益財団法人たましん地域文化財団 監事  
多摩信用金庫 監事

#### ■所有する当社の株式数

3,200株

#### ■取締役会出席回数

15回／15回（100%）

#### ■監査役会出席回数

11回／11回（100%）

#### 社外監査役候補者とした理由

小澤伸光氏は、社外監査役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての経験と財務知識を当社グループの監査に活かしていただくため、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 小澤伸光氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は小澤伸光氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。  
3. 当社は、小澤伸光氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。  
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2023年7月に同内容での更新を予定しております。



## 【ご参考】第2・3号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

当社取締役会は、経営の意思決定・監督の役割を果たすため、取締役会全体として、会社の各機能のカバーも含めて、多様な知見と経験がバランスされるよう考慮しております。具体的には、2021年に策定した中期経営計画「Transformative Value Evolution(TVE)」を実現し、企業価値を持続的に高めていくために当社取締役会が必要と考えるスキルと現在の保有状況は以下のとおりであり、当社取締役会メンバーは上記目的を実現していくうえで必要な資質を有した布陣であると考えております。

氏名	地位	経営全般・マネジメント		中長期戦略							
		企業経営・経営戦略	法務・ガバナンス	事業戦略			財務・資本戦略 財務・会計	経営基盤			
				営業・マーケティング	開発・生産	グローバル		人材開発	環境	DX	
山本 雄一郎	代表取締役社長	●	●	●	●	●			●		
小松 篤司	代表取締役	●	●	●		●	●	●	●		●
伊藤 孝男	取締役				●	●				●	●
村上 聡謙	取締役				●					●	
大河内 勉	取締役			●	●	●			●		
木下 俊男	社外取締役	●	●			●	●				
三原 秀哲	社外取締役	●	●	●		●	●				
永尾 慶昭	社外取締役	●			●	●			●	●	
筒井 さち子	社外取締役	●				●	●			●	●
松井 尚純	監査役	●	●			●	●				
木村 正人	監査役	●	●	●	●	●				●	
松尾 慎祐	社外監査役		●				●				
小澤 伸光	社外監査役		●				●			●	

## <ご参考> 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

1. 本人が、当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」といいます。）の業務執行者<sup>\*1</sup>又はその出身者でないこと。
2. 過去5年間に於いて、本人の近親者等<sup>\*2</sup>が当社グループの業務執行者<sup>\*1</sup>でないこと。
3. 本人が、現在又は過去5年間に於いて、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ① 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者<sup>\*1</sup>
  - ② 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者<sup>\*1</sup>
  - ③ 当社グループを主要な取引先とする者<sup>\*3</sup>又はその業務執行者<sup>\*1</sup>
  - ④ 当社グループの主要な取引先<sup>\*4</sup>の業務執行者<sup>\*1</sup>
  - ⑤ 当社グループの主要な借入先<sup>\*5</sup>の業務執行者<sup>\*1</sup>
  - ⑥ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
  - ⑦ 当社グループから役員報酬以外に多額<sup>\*6</sup>の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
  - ⑧ 当社グループから多額<sup>\*6</sup>の寄付又は助成を受けている者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
  - ⑨ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社の業務執行者<sup>\*1</sup>
4. 本人の近親者等が、現在、上記3の①から⑨のいずれかに該当（ただし、重要な者<sup>\*7</sup>に限る）しないこと。

- (注) ※1 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準ずる者及び使用人等の業務を執行する者をいう。
- ※2 近親者等とは、配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。
- ※3 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを、当社グループから受けた者をいう。
- ※4 当社グループの主要な取引先とは、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを行っている者をいう。
- ※5 当社グループの主要な借入先とは、当社の直近事業年度末における連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。
- ※6 多額とは、過去5事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体である場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%以上をいう。
- ※7 重要な者とは、取締役、監査役、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

以上

#### **第4号議案 取締役賞与支給の件**

当期末時点の取締役9名のうち、社外取締役を除く6名に対し、当期の業績等を勘案し、総額3,000万円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。なお、当社は、取締役会において40頁から41頁記載のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであり、本議案の内容は相当であると考えております。また、各取締役に対する金額の決定については、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

#### **第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件**

当社の取締役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第58回定時株主総会において、年額2億8,000万円以内（うち社外取締役は年額2,000万円以内）とご承認いただき、今日に至っております。

本定時株主総会において第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおりに承認可決されますと、社外取締役が1名増員されることやコーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から社外取締役に求められる役割や責務が増大していることなど諸般の事情を勘案し、取締役の報酬額（年額2億8,000万円以内）は変更せず、社外取締役分の報酬額のみ増額し、年額5,000万円以内と改定いたしたいと存じます。

本議案は、取締役の報酬枠自体は変更することなく、社外取締役の報酬枠について社外取締役が増員されることに伴い増額するものであって、必要かつ合理的な内容であり、また、人事報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると考えております。

なお、現在の社外取締役の員数は3名ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、社外取締役の員数は4名となります。

## ＜株主提案（第6号議案から第8号議案まで）＞

第6号議案から第8号議案は、株主様2名（以下、「提案株主様」といいます。）からのご提案によるものであります。

なお、提案株主様から通知された提案の内容及び理由については、各議案毎に整理し、そのまま記載しております。

### 第6号議案 剰余金を処分する件

#### 1. 提案の内容

(1) 配当財産の種類  
金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

127円から、第71回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した普通株式1株当たりの配当金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。

第71期末における1株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。）の金額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）に0.06を乗じた金額（以下「DOE 6%相当額」という。）が127円と異なる場合は、冒頭の127円をDOE 6%相当額に読み替える。

なお、配当総額は、当社の第71回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第71回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第71回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

#### 2. 提案の理由

本件は、自己資本の6%を配当金とすることを企図した提案である。

当社は、中期配当目標として、「DOE 3～4%」を掲げているが、当社の自己資本比率は2022年3月末時点で約46%となっており、同業他社であるトヨタ紡織が同時期に約36%であることに鑑みると、既に十分な水準の資金を積み上げているといえる。加えて、当社は、2022年3月末で、約320億円の現金及び預金、約74億円の政策保有株式等を保有しており、財務基盤は非常に強固である。

当社は、2024年度の財務目標として、ROE 8%を必達、10%を目標に掲げているが、これ以上自己資本を増加させてもROEは低下するだけである。

そのため、現状の配当目標の「DOE 3～4%」を引き上げてDOE 6%の配当を実施することで、中長期的に資本効率の改善および安定した株主還元を行っていく方針を示していただきたい。

## ◆取締役会の意見

**当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。**

## ◆反対の理由

当社取締役会は、当社が健全な存続と持続的成長を実現し、当社の中長期的な企業価値や資本収益性の向上を図る観点、また、株式市場からの評価の改善を図る観点から、本提案に反対致します。

当社は現在、2021年5月27日付け「中期経営計画策定に関するお知らせ」(URL：[https://www.tachi-s.co.jp/dcms\\_media/other/20210527\\_tachi-s.pdf](https://www.tachi-s.co.jp/dcms_media/other/20210527_tachi-s.pdf))にて公表いたしましたとおり、当社の持続的成長のために、事業活動を通じて新たな価値を提供し、真の独立系企業として生き残っていくため、2021年度から2024年度の中期経営計画『Transformative Value Evolution (TVE)』(以下「本中期経営計画」といいます。)を策定し、鋭意遂行中であります(※)。本中期経営計画では、財務・資本戦略として、2021年度から2024年度を「資本コストを意識した経営」を導入する期間として位置付けており、戦略目標として、「24年度ROE必達8%/目標10%」を設定しております。

(※) なお、既に開示しておりますとおり、当社は現在、本中期経営計画について、本中期経営計画策定時からの大きな事業環境の変化を受け、本中期経営計画の進捗を精査すると共に一部見直しの検討を進めております。今後、修正計画を策定することとした場合には、それが開示可能になった段階で、その内容と共に速やかにお伝えする予定です。なお、本中期経営計画で目標としております「24年度ROE必達8%/目標10%」については、現時点では変更を予定しておりません。

株主還元方針につきましては、当社は、本中期経営計画において、主たる配当の財務指標としてDOE(連結自己資本配当率)を採用し、キャッシュフローをはじめ、中長期的に健全な財務基盤の維持などを総合的に勘案し、24年度にてROE8%必達を目指すと共に、積極的で安定的な株主還元を実施すること、即ち、本中期経営計画をベースとした当社試算による配当金総額(4年間)では110億円規模を想定し、「21年度~24年度DOE3%~4%」を目標として決めました。これらの方針に基づき、当社は、現に、2021年度DOE3.0%、2022年度DOE3.5%(1株当たり配当額としては、2021年度63円60銭、2022年度73円60銭、2年間の累計額は137円20銭)の株主還元を実現しており、これらの配当額は、2016年度から2020年度までの中期経営計画(以下「前中期経営計画」といいます。)の対象期間(5年間)における1株当たり配当額の累計97円50銭の1.4倍に相当いたします。このように、当社は、本中期経営計画において定めた株主還元方針を着実に達成できている状況にあり、2024年度のDOEも4%を達成することを目標として鋭意事業を推進しています。

また、資本効率につきましては、当社は、本中期経営計画において想定している設備投資や更なる成長投資を実施することにより、中長期的な企業価値と資本収益性の向上を実現することが重要であると考えており、これらの継続的な事業投資の実施に必要な資金として、自己資金に加え、借入等の外部資金を柔軟かつ機動的に活用することで、資本コストの適正化と財務の健全性を確保するべきと考えております。現に、当社の自己資本比率は、2021年3月末48.0%から、2023年3月末47.2%に抑制しつつ、2年間の設備投資の総額は80億700万円であり、このように、当社は、資本コストの適正化と財務の健全性を確保しつつ、本中期経営計画の達成に向けて鋭意前進しております。

当社の株式市場からの評価の改善には、本中期経営計画（上述の修正計画を策定した場合には、その中でお示しすることとなるものを含みます。）の施策や目標を更に着実に実行し、当社の中長期的な企業価値と資本収益性の向上を、株主の皆様にご理解いただけるように継続的に発信していくことが重要であると考えております。

以上のとおり、2023年3月期における配当金をDOE 6%相当額とすることを内容とする本提案は、将来における経営環境の変化や継続的な事業投資の必要性等を顧慮しない、短期的な視点に立脚したものであり、当社の安定的で継続的な運営と持続的成長の実現、ひいては企業価値の向上及び株主の皆様の共同の利益を最大化するという観点からも、適切ではないと考えております。

よって、当社取締役会は本提案に反対いたします。

## 第7号議案 剰余金を処分する件（トヨタ紡織株式の現物配当）

### 1. 提案の内容

#### (1) 配当財産の種類

トヨタ紡織株式会社（証券コード：3116。以下「トヨタ紡績」という。）の普通株式（以下「トヨタ紡織株式」という。）1,316,700株（以下「現物配当財産」という。）

#### (2) 現物配当財産の帳簿価額の総額

26億3600万円（2022年6月24日付有価証券報告書における「貸借対照表計上額」）

#### (3) 配当財産の割り当てに関する事項

##### (a) 基準株式数：

当社普通株式27株あたり、トヨタ紡織株式1株を割り当てる。

##### (b) 金銭分配請求権：

基準株式数を有する株主は、トヨタ紡績株式に代えて、会社法第455条第2項および会社計算規則第154条の規定に従い算定される額に相当する金銭を交付することを当社に対して請求することができる。

同請求権の行使期間は、第71回定時株主総会の開催日を始期として、同開催日から1ヶ月を経過する日を終期とする。

##### (c) 基準未満株式（上記（a）に満たない株式をいう。）：

基準未満株式を有する株主には、トヨタ紡織株式を割り当てない代わりに、会社法第456条の規定に従い算定される額に相当する金銭が支払われるものとする。

#### (4) 剰余金の配当が効力を生じる日

第71回定時株主総会の開催日から2ヶ月を経過する日。

なお、本議案は、第71回定時株主総会で承認される本議案以外の議案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

### 2. 提案の理由

提案株主は政策保有株式を一切保有すべきでないと考えているが、本議案ではまず最も金額の大きいトヨタ紡織株式の現物配当を求めている。

当社は、トヨタ紡織株式の保有目的を「連携強化」と開示しているが、トヨタ紡織は、2021年10月29日の決算発表における質疑応答において、「取引と当社の株式保有の有無は一切関係ない」と明言している。

このように、トヨタ紡績が公の場で取引と株式保有の関係を否定している以上、当社が開示するトヨタ紡績株式の保有目的は事実無根というべきである。

とはいえ、トヨタ紡織の政策保有株主が保有する株式数は、同社の発行済株式総数の約18%にも上ることから、トヨタ紡織が当社を含めた政策保有株主に対して政策保有の継続を要請しており、当社がその要請に応じているのではないかとの疑念を招きかねない。

そのような疑念を払拭するために、まずはトヨタ紡織株式を処分すべきである。

## ◆取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

### ◆反対の理由

当社は、当社グループが自動車部品メーカーとしてグローバル競争を勝ち抜き、今後も持続的に成長していくためには、業種を問わず様々なステークホルダーとの協力関係が不可欠であり、事業戦略上の重要性や得意先・取引先との関係強化、地域社会との関係維持等を総合的に勘案して保有している政策保有株式については、今後、事業のために必要と考えるものは合理的な範囲で保有を継続します。一方で、事業の新化や進化に合わせて縮減を含めて保有内容を変更することを、政策保有株式に関する基本的な方針としており、具体的には、上場株式につきましては、「政策保有株式の残高を連結純資産の10%未満にする」ことを基本的な方針とし、取締役会において、保有目的や経済合理性等を具体的に精査・勘案し、個別銘柄毎の保有の適否を検証しており、保有目的に合致しないものは、市場への影響等を考慮した上で、原則売却する等縮減に努めております。

当社は、上述の方針に則り、取締役会において個別銘柄毎の保有の適否の検証を行っておりますが、当社取締役会においては、トヨタ紡織株式会社（以下「トヨタ紡織」といいます。）の株式（以下「トヨタ紡織株式」といいます。）を含めて、全ての政策保有株式の保有目的や経済合理性等を具体的に精査・勘案したうえで、個別の銘柄及びその量毎に、時機に応じた適否を検証し、併せて、その説明を通じ、政策保有株式の保有・縮減について、株主様のご理解を得るべく努めています。また、政策保有株式の縮減の実行にあたっては、当社取締役会としては、株主の皆様のご利益に資するように、財務面や税務面への影響やタイミング、当社事業に与える影響等を総合的かつ多面的に考慮し、最適な方法を慎重に検討した上で実施しています。

なお、本提案に従ってトヨタ紡織株式を現物配当する場合、当該配当は配当所得に該当するため、当社において当該配当に係る所得税等を源泉徴収する必要がありますが、これは金銭配当ではないため、当社が現物配当に係る源泉徴収税額を一旦立替払いし、株主の皆様にて当社が立替えた源泉徴収課税相当額を当社に現金でお支払いいただく必要が生じるなど、株主の皆様にはご負担をお掛けすることになり、また、当社も、必要のないコスト負担を強いられる結果となります。加えて、実例に乏しい現物配当を円滑に実施するためには、証券保管振替機構、証券会社、証券代行機関などの多くの関係者様にも多大なる検討と対応コストを強いることとなり、関連するコストも相応に発生することが見込まれること、並びに、トヨタ紡織株式の現物配当は、いわゆる税制適格株式分配に該当しないため、本提案に従ってトヨタ紡織株式を現物配当した場合、当社は、現物配当に充てられる当該株式の時価と簿価との差額につき一定のキャピタル・ゲイン課税を受けることになることなどからすれば、政策保有株式の解消のために現物配当という手段を選択すること自体が、合理的かつ最適な手法とは言えないと考えます。

よって、当社取締役会は本提案に反対いたします。



## 第8号議案 政策保有株式に係る定款変更の件

### 1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第7章 政策保有株式

(政策保有株式の目的の検証と結果の開示)

- 第37条 (1) 当社は、取締役会で、当社が保有する個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証する。
- (2) 当社は、当社が保有する政策保有株式の保有目的である「取引関係の維持・強化」が政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、株式売却を希望する旨を伝える。
- (3) 当社は、(1) の取締役会での検証結果及び(2) の発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

### 2. 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード（以下「CGC」という。）の原則1-4は、個別の政策保有株式について、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に検証し、検証内容を開示することを求めている。

当社は2022年3月末現在、トヨタ紡織株式を含め、約74億円の政策保有株式を保有するが、CGC原則1-4をコンプライするとしつつも、具体的な精査・検証の開示は無い。

一方、当社が保有する政策保有株式のほぼ全ての発行会社はCGC補充原則1-4-1をコンプライしている。

そこで、上記のCGC原則1-4に定める具体的な精査・検証の開示に加え、保有目的が実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、株式売却を希望する旨を伝え、発行会社からの回答も併せて開示すべきである。

## ◆取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

## ◆反対の理由

当社は、上述のとおり、当社グループが自動車部品メーカーとしてグローバル競争を勝ち抜き、今後も持続的に成長していくためには、業種を問わず様々なステークホルダーとの協力関係が不可欠であり、事業戦略上の重要性や得意先・取引先との関係強化、地域社会との関係維持等を総合的に勘案して保有している政策保有株式については、今後、事業のために必要と考えるものは合理的な範囲で保有を継続します。一方で、事業の新化や進化に合わせて縮減を含めて保有内容を変更することを、政策保有株式に関する基本的な方針としており、具体的には、上場株式につきましては、「政策保有株式の残高を連結純資産の10%未満にする」ことを基本的な方針とし、取締役会において、保有目的や経済合理性等を具体的に精査・勘案し、個別銘柄毎の保有の適否を検証しており、保有目的に合致しないものは、市場への影響等を考慮した上で、原則売却する等縮減に努めております。

当社は、上述の方針に則り、取締役会において個別銘柄毎の保有の適否の検証を行い、その結果、現中期経営計画開始以降の2年間（2021年4月から2023年3月）で7銘柄の全株式（総額26億1800万円）の売却を実施し、政策保有株式の残高の連結純資産比は2021年3月末の11.1%から2023年3月末は7.2%まで縮減が進んでおります。今後も取締役会において政策保有株式の保有目的や経済合理性等を具体的に精査・勘案したうえで個別銘柄毎の保有の適否を検証していく所存であり、併せて、個別銘柄毎の保有の適否の検証やその保有目的及び売却に関する方針の説明を通じ、政策保有株式の保有・縮減について株主様のご理解を得るべく努めてまいります。

このように、当社では上述の方針及び取組みを通じ、個別銘柄毎にその保有や売却の検討及び判断を重ねている最中であり、本提案の内容のように、当社の意向及び発行会社の意向にかかわらず売却の意向を発行会社に伝え、発行会社側の反応を含めて開示するよう義務付けることは、当社や当社のステークホルダーにとって必ずしも適切なアプローチであるとは言えず、個別銘柄毎の保有目的やその効果、また経済合理性等を具体的に精査・勘案し、保有の意義について取締役会で議論のうえ、決定していく現在の方針を維持することが適切であり、本提案が定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規範である定款に記載するにはなじまないものと考えております。

よって、当社取締役会は本提案に反対いたします。

以 上

# 事業報告 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症との共存に舵を切り経済活動の活性化を進めているものの、半導体不足の影響や新型コロナウイルス感染症に端を発した原材料費、物流費の高騰により依然として先行き不透明な状況が続いております。海外におきましては、中国上海ロックダウンの解除等により経済活動が回復傾向にありますが、世界的な半導体不足、ウクライナ侵攻により世界の分断が及ぼす世界経済への影響等、こちらも先を見通すことが困難になっております。

当社グループが関連する自動車業界におきましては、長引く半導体不足、その他の供給網の問題により、当社のお客様となる自動車メーカー各社は当初計画していた生産台数を確保できない状況が続いております。お客様は、これまでの供給制約により多大な受注残を抱えているものの、半導体を中心とした供給制約は2023年も継続すると予測されており、お客様の生産台数変更に対しどう機敏に対応していくかが業績管理上ますます重要となっております。

当期の主な活動といたしましては、日本・中南米・北米を中心に構造改革をはじめとする収益構造の改善、モノづくり競争力の強化によるコスト低減活動に取組み、事業のスリム化・効率化、徹底的なコスト低減をグローバルで進め、収益性向上に努めており、自社でコントロール可能な部分については確実に実行してまいりました。自社でコントロールができない半導体不足等による得意先の急激な生産変動、原材料費、物流費の高騰による費用増加に対しては、増加費用を最小限に抑える生産調整を実施したうえで、お客様と適切にコミュニケーションをとりマネジメントを行いました。事業ポートフォリオである3つの“シンカ”において、「深化」ではシートビジネスだけではなく、トリムカバー、機構部品、フレーム等のシート部品ビジネスの拡大を図っており、機構部品ビジネスではインドに新しい合弁会社を設立いたしました。「進化」では空間プロデューサーとして将来モビリティにおける新しい空間体験価値の企画・提案と共に具現化に必要な基盤技術として、システム制御技術の開発に取り組んでおり、他社と協働して統合ECUの試作機を完成させました。「新化」ではオープンイノベーションによりアイデアを発散させ、概念検証を行っております。また、カーボンニュートラルへの取組みとしてはTCFDへの賛同を表明しており、気候変動関連リスク及び機会に関しての情報開示準備を行いました。

このような経営環境のもと、当期における業績は、売上高は2,434億3千6百万円と前年同期比17.9%増となり、これに伴い営業利益は13億6千7百万円（前年同期は営業損失42億3百万円）、経常利益は19億7千3百万円（前年同期は経常損失35億3千6百万円）、固定資産の譲渡による特別利益（固定資産売却益）の計上に伴い親会社株主に帰属する当期純利益は58億2千3百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失20億5千9百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①日本

売上高は1,027億2千万円（前年同期比27.2%増）、営業利益は8億9千2百万円（前年同期は営業損失16億8千4百万円）となりました。

②北米

売上高は504億3千3百万円（前年同期比31.0%増）、営業損失は20億5千2百万円（前年同期は営業損失24億5千4百万円）となりました。

③中南米

売上高は636億2千4百万円（前年同期比23.7%増）、営業利益は16億8百万円（前年同期は営業損失16億2千7百万円）となりました。

④欧州

売上高は3億5千2百万円（前年同期比68.3%減）、営業利益は3億5千万円（前年同期比162.6%増）となりました。

⑤中国

売上高は248億5千万円（前年同期比23.8%減）、営業利益は10億7千2百万円（前年同期比45.5%減）となりました。

⑥東南アジア

売上高は14億5千4百万円（前年同期比28.2%減）、営業損失は3億9千7百万円（前年同期は営業損失3億4千2百万円）となりました。

**(2) 設備投資の状況**

新規受注及びモデルチェンジ等に伴う生産設備を中心に、総額35億4百万円を実施いたしました。

**(3) 資金調達の状況**

該当事項はありません。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得及び処分**

該当事項はありません。

**(8) 対処すべき課題**

当社グループが関連する自動車業界におきましては、自動運転や電動化など多様な技術革新により、業界を取巻く環境は加速度的に変貌しており、技術競争は熾烈を極める状況です。また、競争力を高めるには、将来を見据えた新たな技術開発力やモノづくり力をグローバルで強化していくことが求められております。

このような環境に対応し、お客様の期待・ニーズに対してフレームを含めたシート開発業務ができ、グローバルで生産できる『グローバル・シート・システム・クリエイター』としてお客様からの信頼をベースに『選ばれ続ける企業』となることが当社グループの目指す方向であります。

そのために、以下を重点活動方針に掲げ取り組んでまいります。

- ①効率的なモノづくり活動により、お客様にとって価値のある技術・コスト競争力を備えた提案を生み出し、受注に繋げられるマーケティング・販売活動を推進する。
- ②モノづくり業務プロセスの各々の業務品質の改善、モノづくりチーム一体となったフロントローディング活動の徹底及び適切なプログラムマネジメントにより目標とするQCTを達成した商品とサービスを提供する。
- ③地域事業本社及び各事業会社における諸活動をより効率的に促進するために、リージョン・グローバル本社機能が連携を深めスピード感のあるグローバルPDCAサイクルマネジメントを実行する。

また、グローバル競争に打ち勝ち、企業価値を向上させるため、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

株主の皆様には今後とも、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別	第68期 (2020年3月期)	第69期 (2021年3月期)	第70期 (2022年3月期)	第71期(当期) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)		282,302	198,500	206,441	243,436
経 常 利 益 又 は 損 失 (△) (百万円)		1,080	△7,270	△3,536	1,973
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円) 又 は 純 損 失 (△)		△1,567	△13,701	△2,059	5,823
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) 又 は 純 損 失 (△)		△45.54	△400.53	△60.19	170.09
総 資 産 (百万円)		162,171	150,994	158,997	170,004
純 資 産 (百万円)		91,980	78,670	79,181	86,481
1 株 当 た り 純 資 産 (円)		2,498.85	2,119.66	2,129.09	2,346.90

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失は期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 第68期は、国内外ともに総じて販売が落ち込み、売上高は減少しました。また、売上高減少の影響に加え、販売製品構成変化の影響や新型車向け製品の量産準備費用及び研究開発費の増加等により、経常利益は減少、親会社株主に帰属する当期純損失となりました。
3. 第69期は、新型コロナウイルス感染症の拡大影響と世界的な半導体供給不足による自動車生産減少の影響を受け、売上高は減少しました。これに伴い経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失となりました。
4. 第70期は、世界的な半導体供給不足による影響はあるものの、コロナ危機による影響からの回復により、売上高は増加しました。また、構造改革活動の一部効果により経常損失は減少、投資有価証券の売却益により親会社株主に帰属する当期純損失は減少しました。
5. 第71期の状況は、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社TF-METAL	50 百万円	100.0%	日本における自動車座席部品の開発、製造、販売
株式会社Nui Tec Corporation	325 百万円	100.0	日本における自動車座席用縫製部品の製造、販売
株式会社タチエスH&P	40 百万円	100.0	日本における各種バネ・自動車等座席部品・医療用ベッドの製造、販売
株式会社TF-METAL磐田	15 百万円	100.0 (100.0)	日本における自動車座席部品の製造、販売
株式会社TF-METAL九州	10 百万円	100.0 (100.0)	日本における自動車座席部品の製造、販売
株式会社TF-METAL東三河	10 百万円	100.0 (100.0)	日本における自動車座席部品の製造
TACHI-S Engineering U.S.A., Inc.	43 百万USD	100.0	北米における営業、開発業務及び統括管理
TF-METAL Americas Corporation	0 百万USD	100.0 (100.0)	米州における統括管理、開発
SETEX, Inc.	5 百万USD	51.0 (51.0)	米国における自動車座席の製造、販売
TACHI-S Automotive Seating U.S.A., LLC	22 百万USD	100.0 (100.0)	米国における自動車座席の製造、販売
TF-METAL U.S.A., LLC	10 百万USD	100.0 (100.0)	米国における自動車座席部品の製造、販売
TACHI-S Canada, Ltd.	12 百万CAD	100.0 (100.0)	カナダにおける統括管理
TACHI-S Engineering Latin America, S.A. de C.V.	2,184 百万MXN	100.0 (100.0)	中南米における開発業務
Industria de Asiento Superior, S.A. de C.V.	26 百万USD	100.0 (19.2)	中南米事業統括管理及び自動車座席・座席部品の製造、販売
SETEX Automotive Mexico, S.A. de C.V.	24 百万USD	95.0 (95.0)	メキシコにおける自動車座席の製造、販売
TF-METAL Mexico, S.A. de C.V.	27 百万USD	100.0 (100.0)	メキシコにおける自動車座席部品の製造、販売
TACHI-S Brasil Industria de Assentos Automotivos Ltda.	275 百万BRL	100.0 (100.0)	ブラジルにおける自動車座席の製造、販売

名 称	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
TACHI-S Engineering Europe S.A.R.L.	23 百万EUR	100.0	欧州における営業、開発業務及び自動車座席部品の製造、販売
泰極愛思（中国）投資有限公司	259 百万RMB	100.0	中国における営業、開発業務及び統括管理
武漢東風泰極愛思延鋒汽車座椅有限公司	43 百万RMB	50.0	中国における自動車座席の製造、販売
広州泰李汽車座椅有限公司	66 百万RMB	51.0	中国における自動車座席の製造、販売
湖南泰極愛思汽車座椅有限公司	40 百万RMB	51.0 (51.0)	中国における自動車座席の製造、販売
襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司	30 百万RMB	51.0 (51.0)	中国における自動車座席の製造、販売
泰極（広州）汽車内飾有限公司	38 百万RMB	100.0	中国における自動車座席用縫製部品の製造、販売
泰極愛思（武漢）汽車内飾有限公司	35 百万RMB	100.0 (100.0)	中国における自動車座席用縫製部品の製造、販売
浙江泰極信汽車部件有限公司	251 百万RMB	82.8 (45.5)	中国における自動車座席部品の製造、販売
TACHI-S (Thailand) Co., Ltd.	771 百万THB	100.0	東南アジア、インドにおける統括管理
TACHI-S Automotive Seating (Thailand) Co., Ltd.	153 百万THB	100.0	タイにおける自動車座席・座席部品の製造、販売

- (注) 1. 当社の出資比率欄の（ ）内数字は、当社の子会社の出資比率を内数で示しております。
2. 浙江泰極愛思汽車部件有限公司と浙江富昌泰汽車零部件有限公司は、2022年10月11日付で浙江泰極信汽車部件有限公司に吸収合併されたため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
3. 広州泰昌汽車部件有限公司は、全ての持分を売却したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

③特定完全子会社に関する事項  
該当事項はありません。



## (11) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

自動車座席・座席部品の製造及び販売

## (12) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

### ①当社

本 社	東京都青梅市末広町一丁目3番1号	
技術センター	技術・モノづくりセンター（東京都青梅市） 技術センター愛知（愛知県安城市）	
工 場	愛知工場（愛知県安城市） 青梅工場（東京都青梅市） 鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）	武蔵工場（埼玉県入間市） 栃木工場（栃木県下野市）

- (注) 1. 当社は、2022年12月20日付で本店所在地を「東京都昭島市松原町3丁目3番7号」から「東京都青梅市末広町一丁目3番1号」へ変更し、本社機能を「技術・モノづくりセンター」へ移転しております。
2. 平塚工場は、2022年12月31日付で閉鎖し、機能を武蔵工場へ移転しております。

### ②子会社

名 称	所 在 地
株式会社TF-METAL	静岡県湖西市
株式会社Nui Tec Corporation	東京都青梅市
株式会社タチエスH&P	東京都青梅市
株式会社TF-METAL磐田	静岡県磐田市
株式会社TF-METAL九州	大分県中津市
株式会社TF-METAL東三河	愛知県新城市
TACHI-S Engineering U.S.A., Inc.	米国 ミシガン州
TF-METAL Americas Corporation	米国 ミシガン州
SETEX, Inc.	米国 オハイオ州
TACHI-S Automotive Seating U.S.A., LLC	米国 テネシー州
TF-METAL U.S.A., LLC	米国 ケンタッキー州
TACHI-S Canada, Ltd.	カナダ ノバスコシア州

名 称	所 在 地
TACHI-S Engineering Latin America, S.A. de C.V.	メキシコ アグアスカリエンテス州
Industria de Asiento Superior, S.A. de C.V.	メキシコ アグアスカリエンテス州
SETEX Automotive Mexico, S.A. de C.V.	メキシコ グアナファト州
TF-METAL Mexico, S.A. de C.V.	メキシコ アグアスカリエンテス州
TACHI-S Brasil Industria de Assentos Automotivos Ltda.	ブラジル リオデジャネイロ州
TACHI-S Engineering Europe S.A.R.L.	フランス ムードン・ラ・フォレ市
泰極愛思（中国）投資有限公司	中国 広東省
武漢東風泰極愛思延鋒汽車座椅有限公司	中国 湖北省
広州泰李汽車座椅有限公司	中国 広東省
湖南泰極愛思汽車座椅有限公司	中国 湖南省
襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司	中国 湖北省
泰極（広州）汽車内飾有限公司	中国 広東省
泰極愛思（武漢）汽車内飾有限公司	中国 湖北省
浙江泰極信汽車部件有限公司	中国 浙江省
TACHI-S (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク都
TACHI-S Automotive Seating (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク都

（注）所在地欄には本社所在地を記載しております。

### (13) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

#### ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
10,556名	870名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等582名は含んでおりません。  
2. 減少の主な要因は、中南米における収益構造の改善を実施したことによるものであります。

#### ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,200名	25名減	38.6歳	14.6年

- (注) 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等52名は含んでおりません。

### (14) 主要な借入先（2023年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	15,986
株式会社三菱UFJ銀行	2,335
日本生命保険相互会社	500
三井住友信託銀行株式会社	300
株式会社りそな銀行	200
明治安田生命保険相互会社	200
MUFGバンク（メキシコ）	193

### (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 当社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 140,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 35,242,846株 (自己株式 629,684株を含む)  
 (3) 株主数 14,880名 (前期末比 8,218名増)  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,060 <sup>千株</sup>	11.73 <sup>%</sup>
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLE Y IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	2,587	7.48
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,545	4.46
トヨタ紡織株式会社	1,031	2.98
INTERTRUST TRUSTEES CAYMAN LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST	916	2.65
河西工業株式会社	905	2.62
齊藤 静	805	2.33
タチエス取引先持株会	766	2.21
株式会社三井住友銀行	750	2.17
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	666	1.93

(注) 持株比率は自己株式（629,684株）を控除して計算しております。なお、当社は業績連動型株式報酬制度を導入しており、本制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式368,198株は自己株式に含めておりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、非金銭報酬として取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く）に対し、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当期においては、当期中に退任した取締役2名に対し、職務執行の対価として、10,438株交付しております。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (7) その他当社が保有する株式に関する事項

### ①政策保有株式に関する方針

当社は、当社グループが自動車部品メーカーとしてグローバル競争を勝ち抜き、今後も持続的に成長していくためには、様々なステークホルダーとの協力関係が不可欠であり、事業環境や事業戦略上の要請から保有している政策保有株式については、今後、事業の「深化」のために必要と考えるものは合理的な範囲で保有を継続する一方で、事業の「新化」や「進化」に合わせ縮減を含めて保有内容を変更することを、政策保有株式に関する基本的な方針としております。具体的には、上場株式につきましては、「政策保有株式の残高を連結純資産の10%未満にする」ことを基本的な方針とし、取締役会において、保有目的や経済合理性等を具体的に精査・勘案し、個別銘柄毎の保有の適否を検証しております。

### ②縮減状況

2022年度に売却した上場株式の銘柄数は2銘柄、売却額は11億3千6百万円となり、2020年度から2022年度までに縮減した上場株式の銘柄は7銘柄となりました。その結果、株式の銘柄数は2021年3月末時点の27銘柄から、2022年3月末時点では20銘柄へ減少しております。

### ③政策保有株式の貸借対照表上の合計（2023年3月31日現在）

項目	期別	第69期 (2021年3月期)	第70期 (2022年3月期)	第71期 (2023年3月期)
銘柄数		27	22	20
貸借対照表上の合計額(百万円)		8,752	7,396	6,176
連結貸借対照表の純資産に占める割合(%)		11.1	9.3	7.2

### ④政策保有株式に係る議決権行使の基準

政策保有株式の議決権行使にあたっては、投資先企業の中長期的な企業価値向上が株主利益への向上にも繋がるものであることを前提とし、株主への還元方針、コーポレートガバナンスや企業の社会的責任への取り組み等総合的観点から議決権を行使します。

(注) みなし保有株式はありません。

## 3. 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 当社の役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	なか やま た ろう 中 山 太 郎	
代表取締役社長 最高経営責任者 (最高執行責任者)	○ やま もと ゆう いち ろう 山 本 雄 一 郎	グローバル本社担当、品質統括部門長
代 表 取 締 役 ( 執 行 役 員 )	○ こ まつ あつ し 小 松 篤 司	経営統括部門長、コンプライアンス担当
取 締 役	さい とう きよし 齊 藤 潔	
取 締 役 ( 執 行 役 員 )	○ い とう たか お 伊 藤 孝 男	モノづくり部門長
取 締 役 ( 執 行 役 員 )	○ こう まつ しげ お 幸 松 栄 夫	ビジネス部門長
社 外 取 締 役	きの した とし お 木 下 俊 男	グローバルプロフェッショナルパートナーズ株式会社 代表取締役社長 株式会社海外需要開拓支援機構 社外監査役 株式会社ADKホールディングス 社外取締役 監査等委員会委員長 デンカ株式会社 社外取締役 監査等委員
社 外 取 締 役	み はら ひで たか 三 原 秀 哲	長島・大野・常松法律事務所 パートナー
社 外 取 締 役	なが お よし あき 永 尾 慶 昭	
常 勤 監 査 役	まつ い なお ずみ 松 井 尚 純	
常 勤 監 査 役	き むら まさ と 木 村 正 人	
社 外 監 査 役	まつ お しん すけ 松 尾 慎 祐	さくら共同法律事務所 パートナー
社 外 監 査 役	お 小 ざわ のぶ あき 小 澤 伸 光	小沢公認会計士事務所 代表 税理士法人小沢会計事務所 代表社員 学校法人明星学苑 理事 公益財団法人たましん地域文化財団 監事 多摩信用金庫 監事

(注) 1. 監査役松井尚純氏及び社外監査役小澤伸光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 当社は、社外取締役木下俊男氏、社外取締役永尾慶昭氏、社外監査役松尾慎祐氏、社外監査役小澤伸光氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. ○印は執行役員兼務者であり、( ) 内は執行役員の地位であります。
4. 2022年6月24日開催の第70回定時株主総会において、新たに伊藤孝男氏、幸村栄夫氏が取締役に選任され、就任いたしました。
5. 2022年6月24日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、有重邦雄氏、田村一美氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 社外監査役松尾慎祐氏は、当社が法律顧問契約を締結しているさくら共同法律事務所に所属されていますが、当社が直近事業年度において同事務所へ支払った弁護士報酬は、当社の連結売上高の0.001%未満、同事務所が受領した売上高の0.13%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。その他の役員の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
7. 女性の活躍推進に向けた取組み  
 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性が活躍できる職場、女性の能力がいかに発揮できる環境の整備を行うため、2024年度末までの目標として下記のとおり行動計画を策定しております。

グローバルにおいては、各国の実情に合わせた目標設定に向けて検討しています。

また、2030年までに女性の社内取締役選任という目標を新たに設定し活動しております。

<単体の行動計画>

- ①新卒採用の女性比率を30%以上にする
  - 1) 女子大学での学内説明会実施
- ②女性管理職比率を10%以上にする
  - 1) 社員の自己実現と将来のキャリア形成を支援するための各階層別にコンピテンシー教育プログラムの継続実施
  - 2) 昇格時期の目標設定と、目標達成に向けた個人のスキル開発計画を策定
- ③グローバル人員の把握
  - 1) 社内役員候補となる各リージョンの女性社員を選出
  - 2) リージョンごとの目標設定
- ④その他、柔軟な働き方の促進
  - 1) 不妊治療休暇制度（バースサポート休暇）の導入
  - 2) 産前産後・育児休業面談の実施
  - 3) 時間単位有給休暇制度の導入
  - 4) 就業時間中の中抜け制度の導入
- ⑤管理職に占める女性比率の実績と目標

第69期 (2021年3月期)	第70期 (2022年3月期)	第71期 (2023年3月期)	第73期 (2025年3月期)
2.3% (4名/172名)	3.4% (6名/175名)	4.0% (7名/175名)	10% (目標)

8. 2001年6月27日より執行役員制度を導入しております。取締役兼務者以外の執行役員の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役 員	たむら かずみ 田 村 一 美	モノづくり部門 調達グループ長
執 行 役 員	おの すみお 小 野 純 生	中国事業本社社長 泰極愛思（中国）投資有限公司 総経理
執 行 役 員	ゴンサロ・エスパルサ	ビジネス部門 第一事業グループ長
執 行 役 員	ししど かずや 宍 戸 和 也	中南米事業本社社長 TACHI-S Engineering Latin America, S.A. de C.V. 取締役社長 Industria de Asiento Superior, S.A. de C.V. 取締役社長
執 行 役 員	さいとう まさお 斉 藤 正 夫	北米事業本社社長 TACHI-S Engineering U.S.A., Inc. 取締役社長
執 行 役 員	い がわ ひであき 井 川 秀 秋	ビジネス部門 第二事業グループ長、 第三事業グループ長
執 行 役 員	く ぼ よしあき 久 保 芳 明	モノづくり部門 製品開発グループ長
執 行 役 員	むら かみ あきよし 村 上 聡 謙	モノづくり部門 生産・技術開発グループ長
執 行 役 員	はら しま ともあき 原 嶋 朝 秋	経営統括部門 グローバル管理グループ長、 TF-METAL担当
執 行 役 員	おお こ うち つとむ 大 河 内 勉	ビジネス部門

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

## (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。



#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は取締役、監査役及び執行役員であります。また、保険料は全額当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

#### (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

##### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を定めており、その概要は、以下のとおりです。

当社取締役の報酬は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして機能させることを主眼に、当社企業価値の利益とリスクを株主と共有することを考慮した体系としております。具体的には月額報酬（固定）、賞与及び株式報酬（変動）で構成しております。報酬等の種類ごとの比率は、概ね「固定分」2：「変動分（賞与・株式報酬）」1とし、役位が上位の者ほど変動分の割合を高くしております。なお、社外取締役については、その担う役割に鑑み、賞与及び株式報酬の支給は行いません。

監査役の報酬は、監査役の独立性を担保するため、会社業績に左右される賞与の支給は行わず、月額報酬のみとした報酬体系としております。

また、決定方針の決定方法は、外部調査機関による役員報酬調査等を踏まえ、任意の人事報酬委員会（以下「人事報酬委員会」といいます。）で審議し、その結果を取締役に提案し、決議しております。なお、人事報酬委員会は、代表取締役社長山本雄一郎氏、取締役齊藤潔氏、社外取締役木下俊男氏、社外取締役三原秀哲氏、社外取締役永尾慶昭氏の5名の取締役で構成すると共に、監査役松井尚純氏がオブザーバーとして出席し意見を述べるができる体制としております。

##### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第58回定時株主総会において、年額280百万円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第66回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度を導入し、信託による当社株式の取得の原資として、信託期間（3事業年度）ごとに200百万円を上限とした資金を拠出し、3事業年度あたりに取締役に付与されるポイントの合計は、168,000ポイントを上限とする旨を決議いただいております（1ポイントは当社株式1株とします）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役2名と非業務執行取締役1名は対象外）です。

監査役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第58回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
 当社は、取締役・監査役の報酬枠及び取締役賞与は、人事報酬委員会での審議、取締役会での決議を経て、株主総会の決議で決定することとしております。また、取締役及び監査役の個々の報酬は、人事報酬委員会ですべて審議を行ったうえで、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議で、それぞれ決定することとしており、審議プロセスの客観性と透明性を確保していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	218百万円 (21百万円)	173百万円 (21百万円)	30百万円	15百万円	11名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	41百万円 (9百万円)	41百万円 (9百万円)	—	—	4名 (2名)

- (注) 1. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。賞与支給にあたっては、毎年の会社業績、配当、従業員賞与の水準、他社の動向及び中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案して検討を行い、株主総会の決議を経て支給しております。
2. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く）に対し、業績連動型株式報酬制度を導入しております。当該株式報酬は、役位別基礎ポイントと業績目標達成ポイントで構成しており、役位別基礎ポイントは役位に応じた固定ポイントとし、業績目標達成ポイントは事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標の達成度合いに応じて算出されたポイントとしております。業績指標については、取締役と株主の皆様との目線をより一層合わせ、利益とリスクを共有するため、2021年度より各事業年度の「連結ROE」としてしております。なお、各ポイントは毎年一定の時期に、取締役会の決議を経て対象者へ支給し、取締役が株式の交付を受ける時期は原則として退任時としております。また、自己都合による辞任、解任等の場合はポイントを失効させることがあります。
3. 上記人数及び報酬等の額には、2022年6月24日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
4. 上記業績連動報酬等の額には、2023年6月20日開催の第71回定時株主総会において決議予定の取締役賞与（社外取締役は除く）が含まれております。
5. 上記非金銭報酬等の額には、株式報酬引当金繰入15百万円が含まれております。
6. 上記社外取締役の報酬は、在任期間（2022年7月から2023年6月まで）においては年額20百万円を超過しない見込みであります。

## (6) 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
木 下 俊 男	社 外 取 締 役	当期開催の取締役会15回中15回に出席し、必要に応じ、客観的かつグローバルな見地及び公認会計士としての豊富な経験と専門的知識に基づき発言を行っております。また、当期開催の人事報酬委員会7回中7回に出席し、役員等の人事・報酬に関して審議の充実に貢献する他、社外取締役と全監査役が出席するミーティングでは、取締役会運営上の課題を議論する等、ガバナンスの強化に貢献しております。
三 原 秀 哲	社 外 取 締 役	当期開催の取締役会15回中15回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地及び当社グループのガバナンス強化の視点から発言を行っております。また、当期開催の人事報酬委員会7回中5回に出席し、役員等の人事・報酬に関して審議の充実に貢献する他、社外取締役と全監査役が出席するミーティングでは、取締役会運営上の課題を議論する等、ガバナンスの強化に貢献しております。
永 尾 慶 昭	社 外 取 締 役	当期開催の取締役会15回中15回に出席し、必要に応じ、経営者としての豊富な経験と幅広い知識から取締役会の適正な意思決定について発言を行っております。また、当期開催の人事報酬委員会7回中7回に出席し、役員等の人事・報酬に関して審議の充実に貢献する他、社外取締役と全監査役が出席するミーティングでは、取締役会運営上の課題を議論する等、ガバナンスの強化に貢献しております。
松 尾 慎 祐	社 外 監 査 役	当期開催の取締役会15回中15回に、また、監査役会11回中11回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、社外取締役と全監査役が出席するミーティングでは、取締役会運営上の課題を議論する等、ガバナンスの強化に貢献しております。
小 澤 伸 光	社 外 監 査 役	当期開催の取締役会15回中15回に、また、監査役会11回中11回に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、社外取締役と全監査役が出席するミーティングでは、取締役会運営上の課題を議論する等、ガバナンスの強化に貢献しております。

(注) 社外取締役三原秀哲氏は2022年6月に人事報酬委員会委員に就任してからの出席回数となります。

## 5. 当社の会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

### (2) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (5) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当期に係る報酬等の額	54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (6) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針は、主たる配当の財務指標としてDOE（連結自己資本配当率）を採用すると共に、キャッシュフロー、中長期的に健全な財務基盤の維持などを総合的に勘案し、2024年度にDOE 4%を目標として積極的な株主還元を実施していくこととしております。

なお、当社は、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間、期末の年2回、配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当金は、上記の方針に則り、取締役会決議により、1株当たり普通配当36.8円とさせていただきます。この結果、既に実施しております中間配当金1株当たり36.8円と合わせまして、当期の年間配当金は73.6円となります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は百万円単位未満を、株数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>105,804</b>	<b>流動負債</b>	<b>70,880</b>
現金及び預金	34,113	支払手形及び買掛金	40,095
受取手形	5,170	短期借入金	14,495
売掛金	41,464	リース債務	824
商品及び製品	2,606	未払法人税等	847
仕掛品	1,027	未払費用	8,214
原材料及び貯蔵品	14,382	役員賞与引当金	30
その他	7,062	訴訟損失引当金	312
貸倒引当金	△21	資産除去債務	217
<b>固定資産</b>	<b>64,199</b>	その他	5,844
<b>有形固定資産</b>	<b>34,688</b>	<b>固定負債</b>	<b>12,642</b>
建物及び構築物	9,996	長期借入金	5,500
機械装置及び運搬具	11,071	リース債務	1,997
土地	6,688	繰延税金負債	2,521
建設仮勘定	2,580	株式給付引当金	227
その他	4,351	退職給付に係る負債	2,199
<b>無形固定資産</b>	<b>999</b>	資産除去債務	54
<b>投資その他の資産</b>	<b>28,511</b>	その他	142
投資有価証券	11,709	<b>負債合計</b>	<b>83,523</b>
長期貸付金	10	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	5,683	<b>株主資本</b>	<b>67,061</b>
退職給付に係る資産	1,060	資本金	9,040
その他	10,530	資本剰余金	8,713
貸倒引当金	△482	利益剰余金	50,734
		自己株式	△1,426
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>13,307</b>
		その他有価証券評価差額金	630
		為替換算調整勘定	12,723
		退職給付に係る調整累計額	△46
		<b>非支配株主持分</b>	<b>6,111</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>86,481</b>
<b>資産合計</b>	<b>170,004</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>170,004</b>

# 連結損益計算書 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		243,436
売上原価		223,267
売上総利益		20,168
販売費及び一般管理費		18,801
営業利益		1,367
営業外収益		2,043
受取利息	361	
受取配当金	196	
持分法による投資利益その他	937	
営業外費用		1,437
支払利息	637	
為替差損その他	646	
経常利益		1,973
特別利益		6,421
固定資産売却益	5,390	
投資有価証券売却益	715	
関係会社出資金売却益	315	
特別損失		571
固定資産処分損	139	
事業構造改善費用	127	
訴訟損失引当金繰入額	304	
税金等調整前当期純利益		7,823
法人税、住民税及び事業税		1,835
法人税等調整額		△555
当期純利益		6,543
非支配株主に帰属する当期純利益		720
親会社株主に帰属する当期純利益		5,823

# 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>51,898</b>	<b>流動負債</b>	<b>41,505</b>
現金及び預金	9,341	支払手形	1
電子記録債権	3,384	電子記録債権	2,300
売掛金	23,677	買掛金	17,567
商品及び製品	265	短期借入金	11,255
仕掛品	1,645	1年内返済予定の長期借入金	1,000
原材料及び貯蔵品	4,136	関係会社短期借入金	4,876
前渡金	379	未払金	489
短期貸付金	15,644	未払費用	2,262
その引当金	3,331	未払法人税等	669
倒引当金	△9,909	預り金	74
<b>固定資産</b>	<b>48,766</b>	設備関係支払手形	151
<b>有形固定資産</b>	<b>8,137</b>	前受収益	5
建物	3,318	役員賞与引当金	30
構築物	74	資産除去債務	217
機械及び装置	920	その他	604
車両運搬具	2	<b>固定負債</b>	<b>6,161</b>
工具器具備品	263	長期借入金	5,500
土地	3,419	繰延税金負債	386
建設仮勘定	137	株式給付引当金	227
<b>無形固定資産</b>	<b>454</b>	資産除去債務	17
ソフトウェア	438	その他	30
その他の資産	16	<b>負債合計</b>	<b>47,667</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>40,173</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	6,195	<b>株主資本</b>	<b>52,366</b>
関係会社株	24,752	資本金	9,040
出資	0	資本剰余金	8,604
関係会社出資金	8,381	資本準備金	8,592
長期貸付金	5	その他資本剰余金	12
長期前払費用	14	<b>利益剰余金</b>	<b>36,148</b>
前払年金費用	348	利益準備金	480
その引当金	479	その他利益剰余金	35,667
倒引当金	△4	圧縮記帳積立金	19
		別途積立金	15,000
		繰越利益剰余金	20,647
		<b>自己株式</b>	<b>△1,426</b>
		評価・換算差額等	629
		その他有価証券評価差額金	629
<b>資産合計</b>	<b>100,664</b>	<b>純資産合計</b>	<b>52,996</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>100,664</b>



# 損益計算書 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		95,756
売上原価		89,488
売上総利益		6,268
販売費及び一般管理費		6,324
営業損失(△)		△56
営業外収益		5,036
受取利息及び配当金	3,819	
貸倒引当金戻入額 その他	1,075 141	
営業外費用		1,331
支払利息	495	
為替差損 その他	800 35	
経常利益		3,648
特別利益		6,251
固定資産売却益	5,351	
投資有価証券売却益 関係会社出資金売却益	715 185	
特別損失		124
固定資産処分損 事業構造改善費用	19 104	
税引前当期純利益		9,775
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額		1,048 △5
当期純利益		8,732

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社 タチエス  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 剛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 及 川 貴 裕

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タチエスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タチエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社 タチエス  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 剛  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 及 川 貴 裕  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タチエスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 1) 監査役会は、監査の方針、当期の監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、当期の監査計画等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び使用人等からその構築と運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取り組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認すると共に、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### 1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。なお、2021年7月から2022年6月の間に、株主総会決議額20,000千円を940千円超過する社外取締役報酬の支払いがあった件については、超過額が各社外取締役から返還され、超過状態は既に解消されていること、及び再発防止策が適切に講じられていることを確認しております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。  
また、そのための取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### 2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### 3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2023年5月15日

株式会社タチエス 監査役会

常勤監査役	松	井	尚	純	Ⓔ
常勤監査役	木	村	正	人	Ⓔ
社外監査役	松	尾	慎	祐	Ⓔ
社外監査役	小	澤	伸	光	Ⓔ

以上

# 株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

## 住所変更、その他お問い合わせ先

	証券会社に口座を開設されている株主様	証券会社に口座を開設されていない株主様 (特別口座に記録されている株主様)
郵送物送付先	お取引の証券会社	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号		0120-782-031 (フリーダイヤル)
取次窓口		三井住友信託銀行株式会社 全国各支店

未受領の配当金につきましては、三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

## 期末配当金のお支払いについて

当社は、定款の規定により、2023年5月15日開催の取締役会において、期末配当金を1株当たり普通配当36.8円とし、効力発生日（支払開始日）を2023年5月31日とすることを決議いたしました。

2022年12月に1株当たり36.8円の間配当金をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株当たり73.6円となります。

期末配当金につきましては、同封の「期末配当金領収証」により、払渡しの期間内（2023年5月31日から2023年7月7日まで）に最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局でお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方は同封の「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方は同封の「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」をご確認ください。

## 株主優待制度について

2021年11月12日に公表いたしました「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」のとおり、2021年3月31日時点の株主名簿に記載又は記録された、当社株式1単元（100株）以上を保有されている株主の皆様を対象に実施した株主優待をもちまして、株主優待制度を廃止させていただきました。

今後も株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけ、企業価値の向上に取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 決議通知について

定時株主総会の決議結果につきましては、定時株主総会終了後にインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tachi-s.co.jp/>) に掲載いたします。なお、当該開示をもって決議通知に代えさせていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都昭島市拝島町4017-3

フォレスト・イン 昭和館 2階「シルバンホール」

電話番号 042-542-1234(代)



## 交通

### 電車をご利用の場合

東京駅よりJR中央線・青梅線の特別快速にて約1時間

JR青梅線「昭島駅」下車、北口より徒歩約7分です。

※シャトルバスを運行しております。  
(昭島駅発9時10分、40分)

### お車をご利用の場合

中央自動車道「八王子I.C.」より約20分です。

中央自動車道「国立府中I.C.」より約30分です。

圏央道「あきる野I.C.」より約20分です。

国道16号、五日市街道、新(旧)奥多摩街道等の幹線道路のご利用も便利です。

